

参考資料

- 新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想策定部会要綱
- 新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想策定部会名簿
- （参考）新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想策定体制
- （参考）瀬戸市まちなか交通戦略に関する要綱
- 新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想策定経緯
- 市民意見募集の概要
- 市民意見の概要と市の考え
- 用語解説

新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想策定部会要綱

(設置)

第1条 新瀬戸駅及び瀬戸市駅周辺のバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定、策定に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想策定部会（以下「策定部会」という）を、瀬戸市まちなか交通戦略に関する要綱第10条に基づき設置する。本策定部会は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項における協議会とし、効率的、機動的な検討協議の推進を図るものとする。

(所掌事務)

第2条 策定部会は、基本構想の策定及び次の事項の協議及び調整を行う

- (1) 名鉄 新瀬戸駅の整備に関すること
- (2) 愛知環状鉄道 瀬戸市駅の整備に関すること
- (3) 新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺の公共空間のバリアフリーに関すること
- (4) 新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺で便利施設のある重点整備地区のバリアフリーに関すること

(組織)

第3条 策定部会は15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、瀬戸市まちなか交通戦略協議会会長が任命する。

- (1) 瀬戸市まちなか交通戦略協議会委員
- (2) その他、まちなか交通戦略協議会会長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了するまでとする。

(報酬)

第5条 委員に対する報酬は無償とする。

(部会長)

第6条 策定部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、策定部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 策定部会は部会長が召集し、部会長が議長となる。ただし、委員任命後最初の会議は、市長又はまちなか交通戦略協議会会長が召集する。

2 策定部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、策定部会を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを策定部会に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年7月3日から施行する。

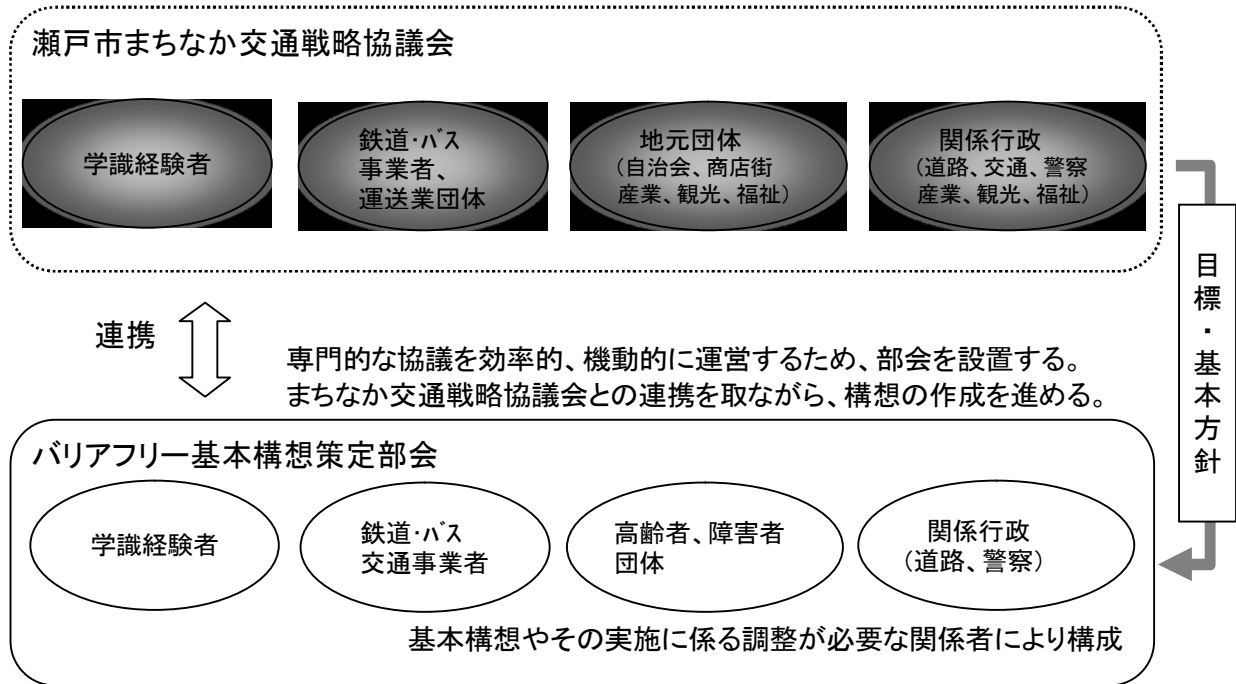
新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想策定部会名簿

		所 属		役職	氏 名	備 考
委 員	学識経験者	中部大学	工学部都市建設工学科	教授	磯部 友彦	土木計画学 (地域交通政策)
	地元団体等	瀬戸市身体障害者福祉協会		会長	杉浦 三好	身体障害者関係団体
		障害者福祉基本計画策定市民会議委員			中島 正二	身体障害者関係団体
		瀬戸市手をつなぐ親の会		会長	尾関 亮三	知的障害者関係団体
		花水木の会		副会長	大江 文子	精神障害者関係団体
		瀬戸市老人クラブ連合会		幹事	稲垣 豊樹	
	交通管理者	愛知県警察	瀬戸警察署交通課	課長	大脇 孝	
	公共交通事業者	名古屋鉄道(株)	鉄道事業本部建設部建設2課	課長	安達 宗徳	
		愛知環状鉄道(株)	運輸部管理課	課長	梶原 雅一郎	
		ジェイアール東海バス(株)	企画部	課長	高木 勉	
		名鉄バス(株)	管理部管理第3課	課長	西尾 英文	
	愛知県	愛知県	尾張建設事務所 道路整備課	課長	富田 茂	道路事業者、 道路管理者
	瀬戸市	瀬戸市	都市整備部 道路建設課	課長	帆刈 誠吾	道路事業者
		瀬戸市	都市整備部 維持管理課	課長	久保 泰夫	道路管理者
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所 交通対策課	課長	高橋 誠		
	国土交通省中部運輸局	愛知運輸支局 企画調整担当	首席	富本 茂		

※上記のほか、必要に応じて委員以外の者に、会議の出席等を要請することができるものとする。

<事務局>

瀬戸市	都市整備部	都市計画課
	健康福祉部	社会福祉課
		高齢者福祉課
	市民生活部	生活課



(参考) 瀬戸市まちなか交通戦略に関する要綱

(目的)

第1条 瀬戸市総合計画や瀬戸市都市計画マスタープラン等の上位計画に基づき、「日常生活圏がコンパクトにまとまった都市」「生活の質を高める快適な都市」等の、瀬戸市が目指すべき将来都市像や、「アクセス性の向上」「交通結節点の機能の強化・充実」等の都市交通の目標実現に資するため、(仮称)瀬戸市まちなか交通戦略を策定、推進するものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するにあたり、都市交通やまちづくりなど多様な分野にわたる関係者の認識共有を図り、展開施策の実施主体との連携、調整による総合的・一体的な施策の戦略的な集中実施を推進するため、「(仮称)瀬戸市まちなか交通戦略協議会」(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を検討又は協議する。

- (1) 瀬戸市における総合的な交通(徒歩、自転車、公共交通、自動車)のあり方や、施策の立案及び最適な実施プログラムの策定に関する事項。
- (2) 実施施策の進行管理及び評価、改善に関する事項。
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、移動等円滑化基本構想の策定に関する事項。

(構成員)

第4条 協議会は、学識経験を有する者、道路管理者、道路事業者、交通事業者、地元団体の代表者及び、関係行政機関の職員等を委員として構成し、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、その日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は再任を妨げない。

(報酬)

第6条 委員に対する報酬は無償とする。

(会長及び副会長)

- 第7条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は委員の内から会長が指名する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。ただし、第1回協議会については市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席及び資料の提出等を要請することができる。
 - 4 会議の議長は、会長がこれに当たる。
 - 5 会議は、公開とすることができる。
 - 6 議事内容、経過及び資料を公表することとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

- 第10条 協議会は、必要により部会を設けることができる。
- 2 部会に関する必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、瀬戸市都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月15日から施行する

新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想策定経緯

平成20年 6月13日	●第1回庁内調整部会
平成20年 7月 3日	●第1回バリアフリー基本構想策定部会 ・バリアフリー基本構想策定部会の設置について ・基本構想策定スケジュール ・基本構想策定の背景と目的 ・移動円滑化に関わる問題点と課題 ・まち歩き点検の実施について
平成20年 7月10日	●まち歩き点検の実施 ・参加者 39名(市民参加18名 事務局21名)
平成20年 8月11日	●第4回瀬戸市まちなか交通戦略協議会への報告 ・第1回策定部会及びまち歩き点検の実施について報告
平成20年 9月 2日	●ヒアリング調査の実施 ・瀬戸市手をつなぐ親の会(知的障害)
平成20年 9月 4日	●ヒアリング調査の実施 ・花水木の会(精神障害)
平成20年 9月18日	●ヒアリング調査の実施 ・サークル・フレンズ(高次脳機能障害)
平成20年10月 9日	●第2回庁内調整部会
平成20年10月20日	●第2回バリアフリー基本構想策定部会 ・移動円滑化の基本方針 ・重点整備地区及び生活関連経路の設定 ・実施すべき事業 ・市民意見の募集について
平成20年12月 1日 ～平成20年12月12日	●バリアフリー基本構想(案)に関する市民意見の募集 ・意見数13件 通数7通
平成20年12月25日	●第5回瀬戸市まちなか交通戦略協議会への報告 ・第2回策定部会及び市民意見募集の実施について報告
平成21年 2月13日	●第3回庁内調整部会
平成21年 2月26日	●第3回バリアフリー基本構想策定部会 ・市民意見募集の結果について ・バリアフリー基本構想(案)の修正 ・今後の進め方
平成21年 3月25日	●第6回瀬戸市まちなか交通戦略協議会への報告 ・第3回策定部会の実施について報告

市民意見募集の概要

- 実施期間 : 平成20年12月1日(月)～平成20年12月12日(金)
- 市民意見の募集方法 : 広報せと12月1日号に掲載すると共に、基本構想(案)を市ホームページ及び関係施設において縦覧を行う。

暮らしの情報

暮らしの情報

コラム

ご意見をお寄せください

新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺
バリアフリー基本構想(案)
市民意見募集

問い合わせ先 都市計画課 電話0877-2680

基本方針

- 1 誰もが安全に安心して生活できるまちづくりの推進
- 2 高齢者や障害者などの特性を踏まえたバリアフリー化の推進
- 3 連携と協働によるバリアフリー化の推進
- 4 心のバリアフリーの推進
- 5 バリアフリー化の継続的推進

重点整備地区の位置および区域

重点整備地区の位置および区域

ご意見をお寄せください

この基本構想(案)の市民の皆さんのご意見をお寄せください。構想予定の参考とします。

対象: 市内在住・在勤・在学の方

提出方法: 郵送・FAX・Eメールが市役所の階 都市計画課へご持参ください。

締切: 12月12日(金)消印有効

意見の形式: 自由ですが、氏名・住所・年齢・件名「バリアフリー基本構想(案)について」を記入の欄に、ご意見を記入してください。

基本構想(案)が閲覧できる場所

- 市役所6階都市計画課
- 市役所1階市政情報コーナー
- 3支所
- サービスセンター
- 瀬戸蔵・文化センター
- やすらぎ会館

市ホームページでも閲覧できます。

送付先 〒489-8701 (住所不詳) 瀬戸市役所都市計画課

FAX 087-2724

Eメール tokei@city.seto.lg.jp

主な事業内容

ハート事業(特定事業)

ハード事業(特定事業)

公共交通機関

駅前広場の整備(改札口・乗降口)

歩道の整備(歩道幅の確保)

エレベーターの設置

点字ブロックの設置

視覚障害者用白杖の提供

歩道の整備(歩道幅の確保)

歩道の整備(歩道幅の確保)

歩道の整備(歩道幅の確保)

歩道の整備(歩道幅の確保)

歩道の整備(歩道幅の確保)

ソフト事業

市民一人ひとりが安心して生活できるまちづくりの推進

高齢者や障害者などの特性を踏まえたバリアフリー化の推進

連携と協働によるバリアフリー化の推進

心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の継続的推進

- 意見募集の対象者 : 市内在住・在勤・在学の方
- 意見の提出方法 : 郵送またはファックス、Eメールによる意見の提出
市役所6階 都市計画課計画係まで直接持参




■基本構想(案)の縦覧場所(各施設の会館時間に限り)


- ・市ホームページ
- ・市役所6階 都市計画課計画係
- ・市役所1階 市政情報コーナー
- ・支所(品野支所、幡山支所、水野支所)
- ・市民サービスセンター(パルティセと、菱野団地)
- ・瀬戸蔵
- ・文化センター
- ・やすらぎ会館

市民意見の概要と市の考え



分野	項目	番号	意見(要約)	市の考え
基本構想(案)に関する事	特定旅客施設に関する事	1	愛環瀬戸市駅と名鉄新瀬戸駅は、通勤通学客の動線を安全にするため連絡通路でつなぐべきである。	愛環瀬戸市駅と名鉄新瀬戸駅のバリアフリー化に併せ、既存の駅前広場や駅間の連絡通路の改修整備を推進し、鉄道、バス、自家用車、自転車等からの乗り換え利便性の向上を図るより良い施設を検討してまいります。ご提案いただいたご意見については、施設検討の参考とさせていただきます。
		2	新瀬戸駅では、エレベーターを設置しても、改札の前後で上がったり下がったりしなければならない。現在、車いすの方が利用している、直接ホームに入れる場所に改札口を新設できると良い。	新瀬戸駅での平面改札口の設置については、改札口の設備等の設置に必要な面積が確保出来ない等の問題があり、困難な状況です。
	生活関連経路に関する事	3	新瀬戸駅南口の歩道は、自転車がいっぱいに停められていて人が通る事が出来ない。何とか整理が出来ないでしょうか。	ご指摘のとおり、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺の路上駐輪対策は課題であります。既存の瀬戸市駅前広場の駐輪場新設や、新瀬戸駅南側に駅前広場を整備する等の検討を進め、駐輪スペースを確保し問題の解消を図ります。
		4	横断歩道付近の歩道から車道のすり付けについて、急勾配になることが多いため、高齢者や身障者の意見を取り入れて改善してほしい。	平成20年7月に実施しましたまち歩き点検におきましても、同様な歩道と車道のすり付けの改善等のご意見をお伺いしています。重点整備地区内の生活関連経路等につきましては、歩道と車道との段差解消や歩道の凸凹の改善に努めてまいります。
		5	駅から陶生病院へ行く人の多くは、まち歩き点検で調査した経路ではなく、アンデス(洋菓子店)南側の道路を通り、踏切前の交通量の多い(都)鹿乗共栄線をそのまま横断しており極めて危険である。そのため、駅から陶生病院を結ぶ歩道を線路沿いに整備するのが望ましい。不可能ならば、踏切や周辺の信号と連動した押しボタン信号の設置をしてほしい。	駅から陶生病院へ行く経路は、歩道があり信号交差点を経由する安全な経路を、生活関連経路として決めました。名鉄瀬戸線沿いの歩道整備や押しボタン信号の設置については、周辺の土地利用状況等から困難であります。安全な経路を利用していただくようお願いします。
	生活関連施設に関する事	6	東松山交差点から資料館・図書館へ向かう歩道の改修をしてほしい。資料館から図書館までの間は、手摺があつて歩道が狭く凸凹している。	手摺は、高齢者等の歩行補助施設として設置しています。ご指摘のありました歩道の凸凹については、早期の対応改善に努めてまいります。
	心のバリアフリーに関する事	7	高齢者や障害者にとっては、ゴミやタバコのすいがらでも時には移動しづらく邪魔になったり、不快になったりすることがあるので、まず、ゴミのポイ捨てや歩きタバコがなくなるように、規制をするなどしてほしい。	瀬戸市ではゴミのポイ捨て防止に関する条例を施行しています。加えて、ゴミやタバコのポイ捨て行為の根幹に関わるマナー向上等と共に、「心のバリアフリー」を推進し取り組んでまいりたいと考えています。
		8	基本構想(案)の75ページで、心のバリアフリーは市民だけが実施することではない。行政や交通事業者も実施しなければならない。	ご指摘のとおり、「心のバリアフリー」は市民・交通事業者・行政が一丸となって取り組む施策です。ご意見を踏まえ、文章の修正をいたします。
その他	その他施設整備に関する事	9	瀬戸市役所前駅と陶生病院駐車場との間の線路沿いの通路は、自転車から降車して通行することとなっているはずだが、自転車に乗って走行しており危ない。ポール等で自転車が入れないようにしてほしい。	ご指摘のありました通路については、自転車から降りて通行していただくよう看板等を設置しお知らせをしているところですが、ご提案いただきましたご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
		10	小金神社から国道155号に交差する道路の途中で踏切があるが、踏切内に歩道がなく車がやっと通れるぐらいの幅しかない。拡幅出来るよう、名鉄と協議を進めてほしい。	道路及び踏切の拡幅については、用地や費用等多くの課題を整理していく必要があり、今のところ拡幅計画はありません。
		11	名鉄水野駅には、上り線にしか改札機がない。そのため、下りを利用する場合は、跨線橋を渡らなければならない。車いす等で利用する場合には、前日までに連絡をしておかなければならず不便。下りホームに直接入れる改札口を設置してほしい。	今回のバリアフリー基本構想は、日乗降客数5000人以上である新瀬戸駅と、その相互乗り換え駅となる瀬戸市駅を対象としています。市内の他の駅につきましても、今後はバリアフリー化を推進すべきであると考えていますが、バリアフリー化の実施には多額の費用が掛かることや、交通事業者を始めとした関係者の協力が必要であることから、今後のバリアフリーに関する法律や補助制度の動向を見極めながら、バリアフリー化の推進を図ってまいります。ご提案いただきましたご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
	市民参加に関する事	12	今回の新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想には、大変な期待をしており、新瀬戸商店街振興組合はもとより自治会共々、積極的に協力したいと思っています。	バリアフリー化の取り組みは、地元の皆様と協力して進めてまいりたいと思っています。よろしくお願いします。
	13	計画作成の段階から、多くの市民が参加するための工夫などが必要だと思えます。	今回の構想策定に際しては、委員として高齢者や障害者の団体の方に参加していただいています。また、平成20年7月には「まち歩き点検」を実施し、たくさんの市民の方にご参加いただき、数々のご意見を承りました。そして、今回は構想案について市民意見の募集をさせていただきました。今後も、市民が参加できる環境づくりを進めてまいります。	

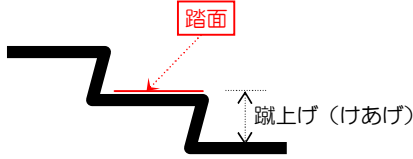

用語解説

あ 行	
アスペルガー症候群	P53 参照
移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
移動等円滑化基準	バリアフリー新法の施行に伴い主務省令で定められた、旅客施設、車両、道路、都市公園、建築物等に関する基準。高齢者や障害者等が容易かつ安全に移動または利用できるようにするため、車両や施設等の新設または改良時に義務付けられる措置が規定されている。
移動等円滑化の促進に関する基本方針	移動等円滑化の実現に向けバリアフリー新法の第3条1項の規定に基づき、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針を定めたもの。移動等円滑化の推進に当たっての数値目標、基本構想の指針となるべき事項、その他移動等円滑化の促進に関する事項が定められている。
インクルーシブデザイン	多様な手段や装置により、全ての人のニーズに対応する包括的なデザインのこと。
インターロッキングブロック舗装	 <p>広場や歩道などに敷く特殊形状をした舗装用コンクリートブロック。インターロッキングとは「かみ合わせる」という意味。</p>
うつ病	P55 参照
エスコートゾーン	 <p>横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる棒状、点状の突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。</p>
オストメイト	人工肛門、人工膀胱（ストーマ）を持つ人の国際的な名称。
か 行	
介護保険制度	加齢に伴って体の機能の衰え、日常生活に支障が生じた人に、介護サービスを支給する社会保険制度。
グレーチング	 <p>雨水の排水を目的として、道路などの側溝に敷設される格子状の金属の蓋。</p>

高機能自閉症	P53 参照
交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割をもち、一連の移動やまちづくりにおける拠点として機能する。具体的には鉄道駅、バスターミナル、駅前広場、バス交通広場等が挙げられる。
交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年11月15日施行)。公共交通機関のバリアフリー化と、市区町村が定める移動円滑化基本構想(交通バリアフリー基本構想)の大きな枠組みより成る。バリアフリー新法の施行に伴い、平成18年12月20日に廃止された。
呼吸器機能障害	P50 参照
心のバリアフリー	障害や障害者等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因する意識の障壁(バリア)をなくすこと。移動や施設利用の手助けをすることなどの支援について積極的に協力すること。
さ 行	
視覚障害者誘導用ブロック	 <p>視覚障害者を安全に誘導するために床面や路面等に敷設される、棒状・点状の突起をもった床材。ある施設等へ移動するために進むべき方向を教える「線状ブロック」と曲がり角や横断歩道の手前などの注意が必要なところに敷設される「点状ブロック」の2種類がある。</p>
自閉症	P53 参照
重点整備地区	P64、65 参照。
小腸機能障害	P50 参照
情報のバリアフリー	全ての市民及び来訪者が的確に情報を受け取り、安心して移動することができるように、必要な情報や案内を適切に提供すること。
心臓機能障害	P50 参照
腎臓機能障害	P50 参照
身体障害者手帳	身体障害者が各種の援護や制度上の便宜を受けるために交付されるもの。手帳等級は1級から6級までである。
スロープ	階段等の段差があるような箇所において、身体に障害のある方、特に車いすの方等が垂直方向に円滑に移動できるように設置された傾斜施設。
生活関連経路	P22 参照
生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
精神障害者保険福祉手帳	精神に障害を持つ方が、各種の援護や制度上の便宜を受けるために交付されるもの。手帳等級は1級から3級までである。
そううつ病	P55 参照

総合計画 (第5次瀬戸市総合計画)	まちの将来像と、それを目指すための基本的な施策を表したもので、まちづくりの基礎を担う計画。第5次瀬戸市総合計画(平成18年3月)では、「自立し、助け合って、市民が力を発揮している社会」をまちの将来像として定め、平成27年度を目標年次とした重点戦略(自助の強化、共助の強化)や、市民生活に関連する7つの分野における施策の方向性を示している。
た 行	
多機能トイレ	 <p>身体障害の方、オストメイト、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方をはじめとして全ての人が利用できるトイレ。 全ての人がスムーズに移動できるように段差のない広いスペースが確保されている。また、腰掛け便座や手すり、使いやすさに配慮した水洗スイッチ等の施設が設置されている。</p>
ダウン症	P53 参照
てんかん	P53 参照
統合失調症	P55 参照
道路鋳	 <p>車道のセンターライン上や交差点中心部、また歩車道境界上等に設置される交通安全施設。反射や発光による視線誘導標としての機能や、凹凸の体感による車線はみ出し防止等の機能を有している。</p>
特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいう。
特定事業	バリアフリー新法に基づく基本構想に記載される事業で、公共交通特定事業、道路特定事業及び交通安全特定事業等をいう。
特定事業計画	バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等の関係者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。
特定旅客施設	P20 参照
都市計画マスタープラン (瀬戸市都市計画マスタープラン)	市町村の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方や、地域別の整備方針などを明らかにし、概ね10年間の都市計画の具体的な方向性を示した計画。 瀬戸市では、「成熟社会において、豊かな自然と『やきもの』のまちとしての魅力を活かし、市民・企業が活力を維持する協働の都市づくり」の実現に向けて、平成27年度を目標年次とした分野別、地域別の各種施策の基本方針を定めている。
な 行	
認知症	P47 参照

ノーマライゼーション	1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つであり、全ての人々が障害の有無、性別、年齢等のいろいろな違いを認め合って、全ての人々が普通に暮らすことができるという考え方。また、それに向けた取り組みなども含まれる。
ノンステップバス	 <p>車いすや足の不自由な人、高齢者などが容易にバスの乗降ができるように配慮し、乗降口の階段をなくしたバス車両のことで、床の高さが地上から概ね 35cm 以下のバスを指す。さらに空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置により車高を 5～9cm 程度下げることで歩道との段差を少なく出来るものもある。</p> <p>資料：名鉄バス（株）</p>
は 行	
バリアフリー	障害者や高齢者等の日常生活に制約のある方が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害のある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全てのバリア（障壁）の除去という意味でも用いられる。
バリアフリー基本構想	バリアフリー新法に基づいて重点整備地区を定め、当該地区内において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していくための方針、対象となる建築物や旅客施設、道路及び各対象施設に対する事業の概要を定めたもの。
バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 12 月 20 日施行）。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。
バリアフリー対応信号機	 <p>高齢者や視覚障害者の方等が安全に横断歩道を通行するための装置が設置された信号機。歩行者を感知し、歩行者の青時間を延長する歩行者感应式の信号機や、信号の状態を電子音により歩行者に知らせる音響式歩行者誘導付加装置が設置された信号機等がある。</p>
ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成 6 年）。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成 15 年 4 月 1 日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー新法の施行に伴い、平成 18 年 12 月 20 日に廃止された。
ヒト免疫不全ウイルス (HIV)による免疫機能障害	P50 参照

踏面 (ふみづら)	<p>階段での移動時に足をのせる面。</p> 
膀胱・直機能障害	P50 参照
ま 行	
耳マーク (筆談マーク)	 <p>資料：全難聴 ホームページ</p> <p>聴覚に障害があることを表すシンボルマーク。聴覚障害者の方は、外見からは聴覚に障害があることが相手に伝わりにくいことが多くあり、聴覚障害者の方がこのマークを持参している。「きこえない」ために様々な場で苦渋を味わった難聴者が考案したアイデアであり、聞こえの向上、保障を求めていく積極的な生き方の象徴。なお、自治体や病院等の窓口においても、筆談等で援助可能な体制を整えている目印として利用されている。</p>
や 行	
ユニバーサルデザイン	<p>「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、多くの人々が利用可能であるようにデザイン・設計すること。ユニバーサルデザインには以下の7つの原則がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 誰もが公平に使えること ② 自由に使えること ③ 簡単に使いやすいこと ④ 必要な情報がすぐに見つかること ⑤ うっかりミスが危険にならないこと ⑥ 身体的な負担が少ないこと ⑦ 利用しやすい適切なスペースを確保すること
要介護等認定者	介護認定審査の審査結果にもとづき、予防的な対策が必要な「要支援 1、2」、介護が必要な「要介護 1～5」の区分に分けて認定された方。
ら 行	
療育手帳	知的障害者が各種の援護や制度上の便宜を受けるために交付されるもの。A (重度)、B (中度)、C (軽度) に判定される。
路面復旧	局地的な舗装のはがれや凸凹を、元の平らな状態に戻すこと。

新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想

平成21年6月

瀬戸市都市整備部都市計画課

瀬戸市追分町64番地の1

TEL 0561-88-2680 FAX 0561-88-2724

E-mail : tokei@city.seto.lg.jp

ホームページ <http://www.city.seto.aichi.jp/>